発 行 所 (郵便番号100)

東京都 千代田区丸の内 2-4-1 丸ノ内ビルデング 781 号室 社団法人スウェーデン社会研究所 Tel (212) 4007・1447

編集 据 内 六 郎 印刷所 関東図書株式会社 定価200円 (年間購読料参千円) 1979年7月25日発行 第11巻 第7号 (毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 11 No. 7

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden) Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



スウェーデン政府功労章 西村光夫前所長へ授与

Prof. Teruo Nishimura was decorated with the Swedish Order of the Polar Star, Commander Class

スウェーデン政府が、同国との文化交流に功績をあげた外国関係者に贈る *北極星勲章コマンダークラス * が、去る7月6日、東京・六本木の駐日スウェーデン参事館公邸で、当スウェーデン社会研究所前所長の西村光夫教授に、P・フリッツォン参事官から授与された。

西村前所長への授賞は、創立以来、スウェーデン社会研究所の所長として、また日瑞基金の専務理事として、多年にわたり日瑞文化の交流に尽力した功績をたたえるものであり、まことにご同慶の至りである。

授与式には、あいにく休暇のため本国へ帰国中でオーデバール大使の姿は見えなかったが、大使館側からはグリーン参事官をはじめ館員各位、在日スウェーデン商社代表、さらに日向精蔵、上田常光、都倉栄二各前駐スウェーデン大使、経団連の前副会長堀越禎三氏、現常務理事関成一氏、スウェーデン社会研究所からは平田所長はじめ、理事、会員ら多数の関係者が出席した。

フリッツォン参事官は、 Nはスウェーデンのカール・グスタフ国王の命により、北極星勲章コマンダークラスを貴下に手渡すものである。この勲章を貴下に飾るに当り、国王は、つねに貴下が並々ならぬ関心と善意を寄せられたことにとくに留意なさった。スウェーデン社会研究所の所長および日瑞基金の専務理事として、貴下は、日瑞両国の学術調査・研究の分野での活発な交流に計り知れない寄与をされた。われわれは貴下に対し、

日本とわが国との距離を縮められたことに対して 感謝せざるを得ない。北極星勲章の ラテン 文字 (Nescit Occassum) は、*彼女は決して落ちる ことがない*という意味である。このことは貴下 のわが国との関係の仕事について全くあてはまる ものである。さて今や北極星勲章を貴下に飾る栄 誉をもつものである*と述べ、勲章を西村前所長 の首に飾った。

これに応えて、西村前所長は、謝辞の中で、今日の栄誉は個人に与えられたものではなく、スウェーデン社会研究所並びに日瑞基金に与えられた栄誉と考える。また今後一層健康に留意し、ますます日瑞文化・学術の交流に尽力したいとの決意を述べ、満場の拍手を浴びたことであった。

式のあと、フリッツォン参事官夫人のお手製のスウェーデン式オードブールによる祝賀パーティが開かれ、日本・スウェーデン両国友好の輪がなごやかに広がったことであった。

目 次

スウェーデン政府功労章	
西村光夫前所長へ授与	
児童オンブツマン(上)	

リグモール・フォン・エウラー女史………2 北欧五ケ国駆け巡り紀行……中村明雄…4 福祉政策の総合化について(研究シリーズ(4)) 社会福祉サービスにおける総合化とコミュ

ニティ・ケア発展の動向(上)……丸尾直美…6

1

児童オンブツマン (上)

The Children's Ombudsman (1)

リグモール・フォン・エウラー女史 Dr. Rigmor von Euler

児童権利宣言の中に謳われているような、子どもの基本的諸要求に関してみるならば、工業諸国はいうに及ばず先進諸国は、子どもの諸要求の充足によく応えているようにみえる。事実、われわれが誠実であるなら、この宣言の中の基本的概念の充足に何らかの方法で寄与することができるのである。

しかし子どもの真の保全の場所はどこにあろうか。テレビを通じ、地球の反対側に住む子どもたちの運命には深く心を動かされはするが、隣で泣き叫ぶ人に対しては、目もくれず、耳もかさず、手助けもしないように育てられ、コマーシャリズムの影響にさらされ、また一連の養育者に次ぎつぎと遭遇するようなそうした社会体制の下に果たしてあろうか。

ほとんど全ての国の立法には、子どもを守るための諸規定や勧告がある。しかし、社会はまず最初に、両親が自分たちの子どもを肉体的、精神的に世話することができ、彼らの要求をいかに満足するかを知るということを仮定している。これができない時、社会は処置をとる。それは社会が子どもの最も関心のもっていることを行うと仮定されているようである。

しかし、例えば子どもがある養育院から最も工業化された国の別のものに移されるとする。幼年時代に家族と離れた生活のくり返しは、子どもへの暴力の一型式とみることができる。しかし「問題解決」の一つは、子どもの心理的要求に対する総体的抵抗の中にある。そのような子どもの扱い方は、彼らの基本的要求の最小のものさえ希望にかなっていないということを意味する。子どもは投獄されているに等しい。最近、スウェーデンは16歳のろうあ少年がささいの窃盗の罪で拘禁され、一週間以上投獄された。

経験は私たちに、子どもに適切な世話ができている親に信頼をおくことが十分でないことを物語っている。しかし、子どもに対し適切な保護を与えている立法に頼るのもまた十分ではない。子どもは彼らの権利をわかってくれる彼ら自身の代弁者を必要としているのだ。

スウェーデンでは1960年代終りに、全ての子どもの関心事や権利は良く発達した社会福祉制度、 高住宅水準、大規模な学校改革にもかかわらず、 あまり守られていなかったり現わされていなかっ たことに気づき始めた。それにつけ加え、はっき りとした兆侯が多くの調査研究によって表立って きた。それは60年代の郊外に住む子どもたちの反 社会傾向や発育に関するもので、調査によると彼 らは自分たちの個人的興味をまず優先させるよう な無神経な大人になるであろうことが予測されて いた。

だが、多くの方途で、スウェーデンの子どもに対する必要条件や機会はほとんど理想的とみなされていた。乳児死亡率は世界で二番目に低く、交通事故の危険性も工業国として世界では一番低い。私たちの教育制度は100%まで拡張され、スウェーデンのすべての子どもたちは九ケ年の無償の学校就学が保障されている。さらに75%の生徒は基礎学校修了後も学習を続けている。

しかしながら、わが国の関心事は目下次の諸点 に焦点があてられている。

- 一児童と大人間の分離
- 一学校教育についての児童の否定的態度
- 一核家族の増大

そこで、いかにこのような高度に発達した福祉制度をもってしても、国連の児童権利宣言はまだ完全には実行されていないことを認めなくてはならない。子どもに対しなされなくてはならない多くの残されているものは、彼らの要求を保障しているこの同じ権利の保持者の中にある。彼らの主張に近づこうとする試みの中で、スウェーデン児童救護連盟(Rädda Barnen)は本当の進歩は、権利を主張し、子どもの関心事を守る「部外者」の任命にあることに気づいた。1973年に児童オンブツマンのポストが創られ、その義務は子どもの要求を見きわめ、それらの要求が十分満たされているかを確認することである。

オンブツマンの必要性

スウェーデンの児童オンブツマンの実際の活動

を述べる前に、このような任命が正当で必要かを 明らかにする必要がある。

- ●子どもの保護に対する親の適合、不適合の結果を、公正な手順が決定する限り、問題の子どもに代わって話をし、年令にかかわらず子どもの要求を述べ、同じ要求が期待されていると主張する人の大いなる必要性がある。
- ●社会が第一の重要性を、情緒的影響や結果よりも、むしろ経済面の解明や離婚問題に置く限り、子どもの関心事やそれにまきこまれることから守り、また争いで傷つくことを妨ぐための誰かを必要とする。
- 専門的知識が不足している素人の決定によって、養育院や施設に子どもがおかれる可能性がある限り、「子どもの最も関心のあることにおいて」という、法的、道徳的言葉を解釈できる外部の決定者が必要とされる。
- ●古い格言にある「すべての母親は自分の子どもを愛する」ということをうのみに信じ続ける限り、また一般市民や隣人が子どもが残酷にされ、ひどい扱いを受けていることに直面した時でも目をつむり、口をつぐんでしまう限り、法制の介入や様々な疑問を声にすることは困難になるので、全く別のこれに対処する適切な当局が必要が必要とされる。
- ●子どもが大人へのペットとして利用される限り、またせっかんが子どもの普通の養育の中で実行され、青少年が矯正院への入居を待っている間拘留され続け得る限り、これらの子どもたちは自分たちのオンブツマンによって、個人的、公的主張を必要とする。

児童オンブツマンはまた、子どもの権利促進への意見を起こすための、さらに彼らの存在を無視したり重要性を引き下さげる社会に話しかけるための中央機構として必要とされている。さらには子どもはボランテイア組織からのオンブツマンを要求するだけでなく、活動ができ彼らを支持する法律に介入できる代弁者をも要求としている。

活動と反応

スウェーデンの児童オンブツマンも過去五カ年 を経過し、私の活動のあらましは次の通りである。

一上述の諸状態の改善の必要性の情報提供と世 論形成

一このような状態を改善するための特別な方法

の示唆

- 一調査の経済的支援
- 一必要に応じて、子どもに対するサービスの呼 びかけ
- 一特別な子どもへの補助や、彼らの関心事を可能にするために働きかける機関の提供

これは活動と反応という二つのレベルを含んでいる。

- ●児童権利の違反の個々の場合への対応
- ●子どもたちの関心事が葬られている広く世界 的な範囲において、子どもの代弁者として、また 「圧力グループ」としての活動

包括的なまた個々の精細な研究を通して、また 長い経験の結果、私と私の同僚は子どもの法的身 分を試べて、次のような重要な目標をつくった。

- 1 子どもの養育における暴力の使用は特別な行動の主題とすべきである。
- 2 親の法的権利は、上手に定義された親の責任によってうめ合わされるべきである。
- 3 世話と保護に関する疑問の中で、子どもの 考えは、常に彼らに代わって話をする人により表 わされるべきである。
- 4 子どもの保護や世話に関し、決定的実行の前に、政策決定者は子どもの要望に気づき、また十分知る必要がある。
- 5 子どもを代弁する人は、子どもの背景、家庭環境、個人的接触という全ての知識を得るべきである。
- 6 「子どもに最善のものは何か」に関する声明書や調査書、又特別な環境が子どもの発達に有害かどうかという意見は、ソーシャルワーカーと精神医の協力的努力と、チームワークに基づいて作られなければならない。

7「子どもへの最善のもの」という表現は、「情緒的虐待」という言葉によって意味づけられているものとの混乱を減らすために、もっと鮮明に決定されなくてはならない。安全性、安定した関係、同一化の可能性などの欠如には、打撲傷者や手足を折った人へのものと、同じくらいの優先権が与えられなくてはならない。

このような側面と優先権は、私たちが考慮に入れて行ってきたものである。しかし、最も重要なことは、人々に子どもに関する法律の貧弱さを知らせ、現在の法を改正しようという意見を出すこ

(7ページへつづく)



北欧五ケ国駆け巡り紀行

Memoir from a Trip to Northern Countries

中 村 明 雄 Mr. Akio Nakamura

何ものにも比すべくはない待望の季節、 春の雪解け時、発芽の季節、 明るく晴れゆく四月の如く 陽光を散布する五月とてなし。 小径の名残りの氷上に出でよ、 森はその濡れたる冷気を その深いざわめをきさらに加う。 暗き松の窪地に光る 初の禾茎に 初の鶫の鳴く声に われは与えん、夏の歓喜を。

カールフェルト作

5月の初めに、私は待望の北欧へ旅に、僅か3週間という短い期間ではありましたが出かけることができました。今回の渡欧の目的は、最も根底にあったのは、とにかく1度海外へ行ってみたいという単純なものだったのですが、大学の講議で、1年生の時に少し勉強したスウェーデンを、どうしてもこの目で見、この肌で感じたかったからなのです。2年がかりで貯めた旅費をカバンの底に積め、期待と不安に胸をふくらませて成田を発ちました。

旅行の行程を大ざっぱに分けますと、大学、保育所、施設等の見学と、いわゆる観光でしたが、ここではあちらの人達との出会いを中心に話を進めることにしたいと思います。スウェーデンを拠点とし、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、アイスランドと計5ケ国を訪れました。初めての海外旅行でありましたし、それに加え一人旅ということで最初は緊張気味でしたが、今思えば一人であったからこそ全てのことが強く心に残っているのだと思います。

○デンマークの親切な少年

まず、コペンハーゲンに着いた飛行機から降り て、その寒さに驚きましたが、帰って来る頃には 緑がずっと増え、すっかり暖くなって大変良い気 **候でした。一晩コペンハーゲンで過ごし、次の日** はすぐにストックホルムに向かいましたが、この 二日目に旅の人間にとっては心暖まるでき事があ りました。この日の期、ホテルを出てストックホ ルムへ行くための空港へ向から前に、ホテルの部 屋の鍵を持ってきてしまったことに気づいた私は、 友人への葉書きを出してからホテルに戻ろうと思 っていました。すると側にいた10歳程の少年が突 然話しかけてきたのです。私の手に持っている鍵 を指しながら「それはHホテルの鍵じゃないの。 ぼくHホテルなら知っているから、ぼくが届けて きてあげるよ。日私はなんともこの親切さに驚いて しまい、自分の失敗だから自分で返しに行く、と その少年には丁寧に断わり、すぐ近くのHホテル まで鍵を返しに行ってきたのです。自分の失敗が いけなかったのですが、旅の初めにこんな親切な 少年に会い、それまでの不安は半減したくらいで した。

○明るいスウェーデンの学生

ストックホルムではSおばさんの所にずっと泊 めていただき、大学はストックホルム大学、ウッ プサラ大学、リンチェーピンク大学を回りました。 教育の民主化、いわゆるリカレント教育がなされ ていると感じたのは、どこの大学でも中年の学生 を見かけたことです。各大学では、そこの学生に 頼み、中を一通り案内してもらいました。学生は 皆気持ちよくこちらの願いを聞いてくれ、建物の 中を案内してくれたのです。特にリンチェーピン ク大学では、図書館司書の方が様々な資料を紹介 して下さり、日本へ帰って資料がほしい時は、い くらでも提供してくれると言って下さいました。 又、スウェーデン---フィンランド間は、往復船 を利用したのですが、帰りの船で、ウップサラ大 学の学生達と知り合いになりました。私は喫茶室 でずっと時間をつぶしていましたが、ボーリング クラブの仲間達という彼らは、酒を飲み、かなり 覇気をあげダンスに熱中してました。そしてパー トナーを同乗している他の客の中に求めにゆくの

ですが、それは大低の場合が中年のおばちゃん達でした。彼女らも若者の誘いを気持ち良く受け、その一時を満足している様子で、他の乗客も彼らの踊る姿に目を細め、手を合わせ、時には声を張り上げて楽しんでいました。彼らのまったく年の差を感じさせない接し方は驚きでもあり、またうらやましくも思いました。

○親日的なフィンランド

フィンランドでは英語が最も通じなくて苦労しました。他の国では皆流暢に英語を話してくれたので(特に学生は)用事は足りましたが、ヘルシンキ、トウルクのどちらでも、道を聞くのにも時間がかかりました。しかし中には、目的地までわらがフィンランド語で(もちろんカタカナできがフィンランド語で(もちろんカタカナできかれたアンチョコを見ながら)片言話すと、随分音はこうだなどと指導してくれた人もいました。そしてヤーパン、ヤーパンと聞くのです。話の内容はちょっとしたことなのに、それが何ともうれしくてたまりませんでした。たとえ言葉が通じなくとも、常に笑顔で対応してくれ、とてもすばらしい印象を受けました。

○ノルウェーで列車のアクシデントに

ノルウェーではオスロに着いた時、学生達が皆 青色のユニホームを着て、障害者のための募金活 動をやっていました。オスロ駅から王宮まで続く、 この街随一のカールヨハンズ通りには、至る所に 学生達が花を持ち、通りがかりの人々に一生懸命 声をかけていました。この通りにはかなりの人通 りがあり、両側は繁華街で、途中路上には、音楽 家が歌や楽器の演奏を聞かせていました。またこ の国には、ベルゲンというフィヨルドを見るのに 有名な都市があります。私もフィヨルドを見るの を楽しみの一つにしていましたが、ベルゲンを訪 れた日はあいにくの雨降りで、予定を変更しなく てはなりませんでした。移動は列車を利用し、夜 行も何回か使いましたが、とにかくあちらの列車 は乗り心地が良く快適でした。夜行列車の利用は、 宿泊代も浮き、また時間の節約にもなります。オ スロからストックホルムに戻る時、私はわざとロ ーカル線を利用したのです。ところがその列車が 国境を越えた少しの所で故障してしまい、予定が およそ一日狂ってしまいました。乗客はローカル 線のためわずか40人ほかしかいなかったのですが、 彼らは皆のんびりと構えて、駅でまわしてくれた バスに乗り込み、ストックホルムに向かって出発 しました。乗客の中にストックホルムまで行くと いう人は私を含め三人しかおらず、他の人達は途 中で降り、三々五々散ってゆきましたが、結局バ スでストックホルムまで行くのは無理だという。 とになり、途中にあった駅のホテルに泊まり、こ とになり、途中にあった駅のホテルに泊まいたの もになり、途中にあった駅のホテルに泊まいたの でした。何か事故が生じた時に、その場に様々な 国の人がいると、それぞれの国民性が出ておるし ろいということを言われますが、彼らはバスの中 でも、適当に食べ物を出して食べ、どこかのお やげで買ったと思われる酒を持っっている人は、 それを適当に飲んでという具合でした。

○アイスランドの子どもたち

レイキャビークでは二つの保育所を尋ねました。 子どもたちはしっかりと防寒具を身につけ、元気 に外で遊んでいましたが、皆人なつこく、やたら と身体に触れてくるのでした。遊んでいる自然な ところをカメラに収めようとしてレンズを向けて も、その前に皆集まってきてしまうのです。とて もかわいい子どもたちでした。又、アイスランド 大学で言語学を学んでいたという日本人女性の家 (彼女はあちらの人と結婚されており)にも訪問 することができました。

○自由と福祉のスウェーデン

こうして様々なことを経験しながら、あっとい う間に三週間は過ぎてしまいましたが、ストック ホルムのリッダホルム教会と市庁舎の美しさは特 にすばらしいものでした。人々は本当に皆親切で した。スウェーデンでの滞在が一番長かったわけ ですが、路上での、バスの中での、地下鉄の中で の、様々な所での人々との接触を通じ、また様子 を見ていて、人々が互いに信じ合って生活してい る様子を強く印象づけられました。物質文明の中 にあって、あくまで人間中心の生活がそこにはあ りました。それは道路で車と人との関係をみても わかることでした。赤ん坊連れの母親に対し全く 自然に手を貸す若者、Sおばさんと隣りに住む少 年との接し方をみても、それは正に一人の人間対 一人の人間の接し方でした。お互いの立場を認め 合い、さらにそれに答え合って生きている社会な のでしょう。自由と福祉の社会北欧、それを実感 として受け取めた今、私の心は再び北の空に向か って大きく高鳴っています。(早稲田大学学生)

福祉政策の総合化について 研究シリーズ(4)

社会福祉サービスにおける総合化とコミュニティ・ケア発展の動向(上)

一イギリスの場合を中心として一

理事丸尾直美

社会福祉サービスの総合化とコミュニティ・ケア

社会福祉サービスの分野におけるインテグレー ションは、社会福祉サービスにおけるコミュニテ イ・ケア重視の形で進行してきた。 コミュニテ ィ・ケアの第一の特徴は、従来の福祉施設ケア偏 重の隔離主義 (seggregation) でなく、在宅ケア を重視して、これを効果的に行なうために社会サ ービスとコミュニティおよび家族の機能との総合 化を重視するところにある。第二の特徴は、予防 およびリハビリテーションとの総合化を重視する ところにある*。第三にコミュニティ・ケアの社会 福祉政策は上から与えられるものでなく、自治体 の人々が政策形成に積極的に参加(participate) するとともに、政策とケアの逐行にも参加(participate and involved) するところに も特徴が あるといえる。この三つの特徴に、インテグレー ション重視の最近の社会福祉政策の考え方と共通 するものである。

* たとえば Walter Jaehnig は身障者へのコミュニティ・ケアの特徴を次のように述べている。「ミコミュニティ・ケアミは個人とその家庭、近隣およびコミュニティとの結びつきを高める総合的 (integrative) なものと なることを意図する。……最後に、ミコミュニティ・ケアミは、身障者の家庭を助け援助してその身障者が隔離した施設に入ることを防ぐかあるいは遅らせることを目的とした予防的 (Preventive) たものとなることを意図する。」 Walter Jaehnig,A. Family Service for the Mentally Handicapped,Fabian Tract 460,1979,P. 2 & P. 21.

コミュニティ・ケア重視の社会福祉サービスの 考えが公式に打ち出されたのは、1959年に発表さ れたイギリスの『精神病および精神的欠陥に関す る法についての王立委員会報告』(文献②)にお

いてであろう。この報告の考えは1959年の精神健 康法 (Mental Heath Act of 1959) に反映され て、現実の社会福祉改策に影響が及んだ。同じ頃、 ヤングルズバンド研究グループが1959年に発表し た報告等で精神障害者を家庭でケアする上で、コ ミュニティ・ケアとその中心になるソーシヤル・ ケースワーカーの役割が大切なことを強調した。 さらにこの方向に沿った考えが発展して、1963年 に政府に『健康と福祉―コミュニティ・ケアの発 展』(文献④)の中で、コミュニティ・ケアによ る社会福祉サービスの方針をはっきり打ち出した。 とくに注目されることに、ノーマライゼーション の思想と宅在・家族機能重視の考えが出ているこ とである。すなわち、身障者にたいするコミュニ ティ・ケアは、彼らが彼らの障害の性質と程度に よって許されるかぎりノーマル (日常) に近い生 活ができるように彼らを助けるものであり、…… その目的は常に当人の潜在能力を発展させる最大 限の機会を与えることである。……また、サービ スは家族志向 (family oriented) であるべきで あり、家庭に基礎を置くべきである」と同文書は 述べている。

このようにコミュニティ・ケアを重視した総合的アプローチとノーマライゼーションの考えが政府によって表明されはしたものの実際には、それを実現する際の政策主体として重要な役割を果たすべき地方自治体にその態勢がととのっていなかった。そうした態勢がととのうまでには、1968年のシーボーム委員会報告(文⑪)とその趣旨を反映した1973年の地方ソーシャル・サービスをまたねばならなかった。シーボーム委員会報告は、社会福祉関係の対人ソーシャル・サービスを自治体のコミュニティ・レベルで総合化していくことを強調するとともに、ソーシャル・ケース・ワーカーの職業主義を重視したものであった。スウェ

ーデンでは1977年に社会福祉審議会の最終報告が、 自治体 (コムーン) レベルでの社会福祉サービス の総合化を提案しているが、イギリスでは、既に 1968年のこのシーボーム委員会報告によって社会 福祉サービスを自治体レベルで総合化していくこ とが提案され、1970年の地方ソーシャル・サービ ス法でそのような方向での総合化が試みられた。 またスウェーデンの社会福祉審議会の最終報告で は、一方で社会福祉サービスの地域総合化をはか ると同時に、公的扶助(生活保護)給付のほうは 全国的社会保険にできるかぎり、統合化していく のが妥当であるもの考えを表明しているが、この 考えは、公的扶助を社会保険補足給付 (supplementary benefit) という形に改め、社会保険局 の窓口で扱う方式が既に1966年からとられるよう にたったが、社会福祉関係の二つの領域である社 会福祉サービスと公的扶助(生活保護)は将来、 このような方向でそれぞれ総合化していくことが 好ましいであろう。そういう方向での総合化が進 めば、やがては救貧法のイメージを残す生活保護 的な公的扶助の大部分は、公的基礎年金およびイ ギリスの補足年金の意図した*ような形での普遍 主義的 (universal) な所得保障と、特別のケア を必要とする人々にたいする積極的選別的な社会 福祉サービスに吸収されていくことが望ましいと みなされている**。生活保護が negative な差別 ないし negative な選別主義 (selectivism) で あるのにたいして、コミュニティ・ケアの社会福 祉政策の目指す個別対策は Positive な差別ない し Positive な選別主義である。普遍主義的な土 台の基礎の上に、特別のニードがあり、特別のケ アを必要とする人々に「選別的な積極的差別」 (selective positive discrimination) の改策を 付加する政策をとるべきだというのが、イギリス の社会福祉論者として知られるR・ティトマス等 の主張*** であるが、1960年代以降、イギリスや 北欧の社会保障制度はそういう方向を目指して、 年金と公的扶助と社会福祉サービスの総合化を進

* 名称と扱う役所の窓口が変っても、実際にはイギリスの補足年金は生活保護と機能的にはあまり変らたい性格を残している。

めてきているのである。

** Phoebe Hall, Reforming the Welfare; the Politics of Change in the Personal Social Services, Heinemann, London, 1976 もそのような方向への社会福祉改策を再編成すべきだとの主張である。

*** たとえば Richard M. Titmuss, Commitment to Welfare, Unwin University Books, 1968, p. 122 & p. 135.

1971年には政府が精神障害者に関する白書(文献⑭)を発表したが、この白書は、コミュニティ・ケアの継続的拡張が必要だと指摘すると同時に、身障者の施設ケアのために病院も近代化する必要があることを述べている。この頃になるとコミュニティ・ケアへの熱と期待もひと頃ほどでなくなり、コミュニティ・ケアへの期待は幻想あるいは神言(myth)ではなかったかとの見方が*出てくる。

* Richard Titmuss. 前掲 Commitment to Welfare, 1968 の中で 訳に そのような考えを述べている。 Walter Jaehnig も前掲書もそのような考えから、従来のコミュニティ・ケアを越えて、コミュニティ・ケアを活性化する方向を示唆したものである。 (つづく)

(3ページより)

とであり、やがては大多数の市民によって修正と 法的処方が内容濃いものとして考え出されるであ ろう。このような努力を通じ、児童オンブツマン の情報活動は重要性をもちうるのである。

(IYC/IDEAS FORUM SUPPLEMENT/ 10, STOCKHOLM, 1979より 編集部訳)

<会員消息>

西村前所長8月30日出発、9月11~19日の間スウェーデン各方面訪問

小野寺信顧問、小野寺百合子理事ご夫妻8月29日出発、約3週間の予定でスウェーデン各方面訪問

永山泰彦評議員8月21日出発、2ヶ月間の予定で、スウェーデンの総選挙の状況など視察

三瓶恵子会員はスウェーデン政府奨学生として ウプサラ大学で1ヶ年間勉学のため去る7月30日 出発

今夏も異常な暑さ、会員各位の ご健勝をお祈りいたします

編集部より

北欧のこころのせて…



昔からスカンジナビアの人々は、旅行者を手厚く、そして愉快にもてなすことをよろこびとしてきました。これがスカンジナビアン・ホスピタリティと呼ばれる北欧の心です。その伝統はSASの機内サービスにも、あますところなく、生かされています。

ただ単に快適で便利なだけでなく、心の通うあたたかいサービス。 ほんとうの居心地の良い空の旅を味わっていただくために、SAS はいつも心を配っています。

SCANDINAVIAN AIRLINES

スカンジナビア航空 〒100 東京都千代田区有楽町 | 丁目 東宝ツインタワービル 東京503-8181・8101(予約)・大阪202-4753・5161(予約)・名古屋561-6913・横浜671-7207・神戸321-1175・札幌241-6050・福岡713-7581